

峡北広域行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日

(令和3年4月1日改定)

峡北広域行政事務組合代表理事

峡北広域行政事務組合消防本部消防長

峡北広域行政事務組合における女性の職業生活における活躍の推進に関する特定事業主計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。（以下「法」という。））第19条に基づき、峡北広域行政事務組合代表理事及び峡北広域行政事務組合消防本部消防長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に関する数値目標と取組

(1) 目標1 消防吏員に占める女性消防吏員の割合

これまでの取組において女性消防吏員2人を採用し、現在の女性消防吏員の割合は1.6%である。今後の取組においては、女性消防吏員の配置実態に即し、現在の女性消防吏員の比率を倍増させるため令和8年度当初までに達成すべき目標を3.2%に設定する。

(取組内容)

- ① 女性を対象とした公募型職業体験（ワンデイ・インターンシップ）開催
- ② 管内学校の就職説明会への女性消防吏員の派遣
- ③ 段階的に職域を拡大しながら継続的に女性消防吏員の採用に取り組む。

(2) 目標2 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率

出産育児に携わる女性の負担軽減のため男性職員の育児参加を促進するため、これまでの取組により、配偶者出産休暇及び育児参加休暇は100%取得を達成している。今後も勤務体制を維持するため、これまでの取組を今後も継続し、達成すべき目標を次のように設定する。

- ① 子が出生した男性職員が取得できる配偶者出産休暇（2日）を100%取得する。
- ② 上記①の男性職員が育児参加休暇（5日）を100%取得する。

(取組内容)

- ① 幹部職員の意識徹底
- ② 所属長に対する休暇取得促進の周知徹底
- ③ 所属長による子の出生が見込まれる男性職員の把握
- ④ 育児参加関連の休暇制度等の定期的な周知と計画的な取得の勧奨